

被爆者健康手帳の管理

手帳はあなたが種々の施策を受けるための大切なものです。大切に保管してください。

住所や氏名が変わったとき → ☆ 必ず変更の届出を ☆

引っ越しなどで「住所」が「京都府内」で変わったとき、又は「氏名」が変わったときは、必ず保健所等へ届け出てください。手帳などの記載事項を訂正してお返しいたします。

※ 新しい手帳を再交付するものではありません。

※ 届出がないと、府からの健康診断などのお知らせ等が届かなくなったり、医療費などの助成に差し障りが生じることがあります。

次のものを持って、お住まいの地域の保健所等で手続きをしてください。

○ 持っていくもの

- (1) 「被爆者健康手帳記載事項変更届」(様式 1-8◆21 ページ)
- (2) 「被爆者各種手当証書記載事項変更届」(様式 4-5◆22 ページ)(手当受給者のみ)
- (3) 「口座振替変更依頼書」(様式 5-3◆23 ページ)(口座の変更があるとき)
- (4) 被爆者健康手帳
- (5) 住民票<住所変更の場合>、戸籍抄本<氏名変更の場合>
- (6) 手当証書(手当受給者のみ)
- (7) 印鑑(内容訂正時に必要)

京都府以外に住所を移したとき → ☆ 新しい住所地の都道府県等へ届出を ☆

引っ越しなどで京都府以外に住所を移したときは、30日以内に新しい住所地の都道府県庁(広島市・長崎市は市役所)の被爆者関係窓口へ届け出てください。窓口が不明な場合は、京都府健康対策課(075-414-4736)までお問い合わせください。

国外へ住所を移したとき等

引っ越しなどで京都府から国外へ住所を移すことになったときは、次のものを持って、あらかじめ保健所等へ届け出てください。

また、国外から京都府へ転入したときは、次のものを持って、速やかに保健所等へ届け出てください。**各種手当(健康管理手当など)を受給されている方は、あわせて届け出てください。**

○ 持っていくもの

<国外へ転出する場合>

- (1) 被爆者健康手帳
- (2) 印鑑
- (3) 手当証書(手当受給者のみ)

<国内に転入した場合>

- (1) 被爆者健康手帳
- (2) 住民票
- (3) 印鑑
- (4) 手当証書(手当受給者のみ)

なお、京都府から国外へ住所を移し、さらに国外で氏名や住所が変わったときは、京都府健康対策課(075-414-4736)にその旨を届け出てください。

手帳等をなくしたとき → ☆ 再交付申請を ☆

万一、手帳や手当証書（手当受給者のみ）をなくしたり、汚損・破損したり、記載の頁が満了になったときは、保健所等で再交付の申請をしてください。後日、手帳や手当証書を作成してお渡しします。

○ 持っていくもの

＜手帳の再交付＞ ※ 手帳をなくした場合は別の番号で再交付しますのでご注意ください。

- (1) 「被爆者健康手帳等再交付申請書」（様式 1-10◆24 ページ）
- (2) 手帳（汚損・破損・記載満了の場合）
- (3) 印鑑

＜手当証書（手当受給者のみ）の再交付＞

- (1) 「手当証書再交付申請書」（様式 4-6◆25 ページ）
- (2) 手当証書（汚損・破損・記載満了の場合）
- (3) 印鑑

被爆者が亡くなられたとき <死亡届><葬祭料支給申請>

被爆者の方が亡くなられたときは、必ず京都府健康対策課（075-414-4736）まで速やかに連絡してください。戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、保健所等に「死亡届・死亡診断書（死体検案書）の写し」を提出するとともに、手帳、手当証書（手当受給者のみ）をお返してください。

（「死亡届・死亡診断書（死体検案書）」は届出先の市区町村に請求してください）

また、喪主（死亡した被爆者の葬祭を行った方）からの申請により葬祭料が支給されます。死亡届と同時に手続きをしてください。

※ 死亡原因が、事故・天災等、明らかに原子爆弾の影響でない場合、葬祭料は支給されません。

○ 持っていくもの

- (1) 「葬祭料支給申請書」（様式 4-23◆69 ページ）
- (2) 死亡届・死亡診断書（死体検案書）の写し
- (3) 死亡した被爆者の抹消された住民票〔除票〕の写し
- (4) 申請人（喪主）が葬祭を行ったことが分かる書類
（会葬御礼ハガキ・葬祭業者の請求書の写し等 ※申請人（喪主）と被爆者（故人）の名前入りのもの）
- (5) 申請人と死亡した被爆者との続柄が分かる書類（戸籍謄（抄）本、住民票等）
- (6) 「被爆者健康手帳」、「各種手当証書」（手当受給者のみ）、「認定書」（認定被爆者のみ）
（必ず返却のこと。見つからない場合は「紛失届」（様式◆71 ページ）を提出）
- (7) 「請求書（葬祭料用）」（様式 4-20◆70 ページ）
- (8) 印鑑

※ 喪主以外の方が申請する場合は、上記以外に次の書類が必要になります。

- ・「同意書」（様式◆72 ページ）…喪主や他の遺族の同意書
- ・申請人と喪主との続柄が分かる書類（戸籍謄（抄）本、住民票等）